

## 公的研究費の不正防止に関する基本方針

一般財団法人日本生物科学研究所

文部科学省、農林水産省等の各省庁が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」並びに当所「研究活動上の不正行為及び競争的資金等の不正使用の防止等に関する規程第4条」に基づき、一般財団法人日本生物科学研究所（以下「当所」という。）における競争的資金等の運営・管理に係る基本方針を以下のとおり定める。

### 1. 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、次のとおり責任者等を定める。

#### (1) 最高管理責任者

競争的資金等の適正な運営・管理について最終責任を負うものとして、理事長がその任にあたる。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、所長がその任にあたる。また、統括管理責任者は、研究員等に対する研究倫理教育を行う研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。

#### (3) 競争的資金等コンプライアンス推進責任者

研究実施部門における競争的資金等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、研究部門長がその任にあたる。

#### (4) 不正防止計画推進委員会

不正発生要因に対する改善策等を講じるため、統括管理責任者のもとに不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. ルールの明確化・統一化・相談窓口の設置

① 統括管理責任者は、競争的資金等に関する統一的な事務処理のルールを定め、その運営・管理に関わる全構成員（研究員、事務担当者、管理者）にこれを周知する。

② 所内規程／ルールに基づいた事務処理を実施する。

- ・研究員による物品の購入における「見積・発注、検収、支払」の各行為は、研究実施部門ではない管理部の各業務担当者が行う。
- ・研究実施部門は、物品の購入や出張などの出費に際し、部門長の承認・決裁を得た上で実施するものとし、その清算については管理部の担当者が証憑に基づいて行う。

### 3. 関係者の責務・意識向上

研究倫理教育責任者及び競争的資金等コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対し、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）、

競争的資金等の受領・使用に際しての責務・心構え、公的研究の使用ルール、当所の事務手続き、不正防止の仕組みや取り組み等の教育を行う。

#### 4. 不正防止計画の策定と実施

競争的資金等の不正使用（以下「不正使用」という。）を未然に防止するために競争的資金等不正防止計画を策定し、実施する。

#### 5. 相談、告発、通報窓口の設置

- ① 競争的資金等の事務処理手続き等に関する相談及び不正使用に関する通報を当所内外から受ける窓口を次のとおり設置する。
  - ・事務処理手続きに関する相談窓口；管理部
  - ・不正使用に関する相談・告発窓口；監査室
- ② 通報窓口の運営にあたっては、通報者を誹謗、中傷等から保護する方策を講じ、通報者に対して不利益行為を行わない。

#### 6. モニタリング、監査の実施

競争的資金等を適正に執行するために、発注・検収・支払等の業務の実施状況を確認すると共に会計書類・証憑の検査、物品の現物実査等を行う。

#### 7. 不正行為、不正使用の調査と処分

- (1) 当所内外から通報を受けた際は、不正行為や不正使用に対する疑義が生じた場合、または事実確認が必要な場合は、関係者への事情聴取や現地・現物等の調査を実施する。
- (2) 調査により不正行為や不正使用が認定された場合は、就業規則に従って関与した者の処分を行う。
- (3) 物品の購入、役務提供等に関して不正使用に関与した取引先については、取引停止等の措置を行う。

#### 8. 相談等の窓口

〒198-0024

東京都青梅市新町 9-2221-1

一般財団法人日本生物科学研究所 管理部 又は 監査室

以上